令４－１肢５

第１　肢の結論

正しい

第２　行為者の因果関係の認識が実際の因果関係と異なった場合の取扱い

１．問題の所在

甲は，殺意をもってＡの首を絞めたところ，Ａが動かくなったので，Ａが死亡したと誤信した。その後，犯行の発覚を防ぐ目的で，Ａを砂浜に運んで放置した。その結果，Ａが砂を吸引して死亡した。このように甲の認識とＡの実際の死の経過が異なる場合，甲に殺人罪（１９９条）が成立するか。因果関係の錯誤が，故意に与えるかが問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

本件甲における因果関係の認識は，およそ相手方が死亡するであろうという大綱的認識で足りる。したがって，甲は殺意をＡの首を絞めた段階で，およそ相手方が死亡するであろうという大綱的認識はある。Ａの死は，甲か大綱的認識していた結果が発生しただけである。よって，甲には殺人罪が成立する。したがって，肢は正しい。

（２）理由

確かに，甲から見れば，Ａの死因が異なっている。そこで，首を絞めた行為を殺人未遂罪（２０３条）とし，砂浜に運んだ行為については，過失致死（２１０条）に留まると思える。なぜなら，砂浜に運んだ行為は，客観的には殺人罪，主観的には，死体遺棄罪（１９０条）と考えられ，構成要件の重なり合いがないので故意が責任を問えないとも考えられるからである。

しかし，この結論は，Ａの法益の保護が不十分となり問題である。甲の殺意を持った一連の行為で死亡している以上，甲に殺人罪を成立させる必要がある。

故意責任の本質は，規範の問題に直面したのにも関わらず，乗り越えたことによる道義的責任非難である。

因果関係の認識は，故意が問題となる実行行為において，およそ将来の事情である。

そこで，およそ人が死ぬであろうという大綱的認識があれば，人を殺してはならないという規範の問題に直面する以上，その認識で足りる。

甲は，殺意をもってＡの首を絞めている時点で，大綱的認識はある。

Ａ死亡の結果は，具体的な経緯のずればあるものの甲が大綱的認識をした通りのものである。よって，Ａが死亡した結果についても，刑事責任を問える。したがって，甲には，殺人罪が成立する。

以上